

伊丹市不育症治療支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不育症の早期受診，早期治療を促進するとともに、不育症治療に要する費用の助成に関して必要な事項を定め、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不育症」とは、2回以上の流産や死産，早期新生児死亡の既往があることをいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす夫婦とする。

- (1) 当該助成に係る検査及び治療（以下「治療等」という。）の期間中、夫婦のいずれもが市内に住民登録を有し、婚姻をしている夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。
- (2) 当該助成に係る治療等を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (3) 妻が不育症であると医師に診断されていること。
- (4) 申請に係る治療等について、他の自治体を実施する不育症の治療等の助成を受けていないこと。

(助成内容)

第4条 助成の対象となる費用は、対象者が医療機関で受けた、医療保険が適用されない不育症の治療等のうち、次に掲げるものに要した費用に限る。

(1) 不育症の検査

一次スクリーニング	抗リン脂質抗体	抗カルジオリピン β_2 グルコプロテイン I (CL β_2 GP I) 複合体抗体
		抗カルジオリピン (CL) IgG 抗体
		抗カルジオリピン (CL) IgM 抗体
		ループスアンチコアグラント
	夫婦染色体検査	
選択的検査	抗リン脂質抗体	抗 PEIgG 抗体(抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
		抗 PEIgM 抗体(抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
		抗 PS/PT 抗体 (フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン抗体)
		ネオ・セルフ抗体 (抗 β_2 GPI/HLA-DR 抗体)
	血栓性素因スクリーニング(凝固因子検査)	第XII因子活性
		プロテイン S 活性又はプロテイン S 抗原
		プロテイン C 活性又はプロテイン C 抗原
		APTT (活性化部分トロンボプラスチン時間)

(2) 不育症の治療

ア 低用量アスピリン療法

イ ヘパリン療法（ヘパリノイド（ダナパロイドナトリウム）を使用する場合を含み、ヘパリン在宅自己注射療法を含む。）

2 助成する額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

治療等の区分	助成額
前項第1号に定める不育症の検査	当該検査に要した費用の10分の7に相当する額
前項第2号に定める不育症の治療	当該治療に要した費用の2分の1に相当する額

3 原則として、助成対象とする第1項各号に定める治療等は、助成の申請を行う日の属する年度内に行われたものであるものとする。

4 助成回数は、原則として、1年度に1回とし、通算助成回数は制限しないものとする。

（助成の申請等）

第5条 助成を受けようとする者は、治療等を受けた日の属する年度内に、伊丹市不育症治療支援事業申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、市長は、本人の同意を得て公簿により当該書類により証明すべき事実を確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(1) 住民票の写し

(2) 戸籍謄本

(3) 伊丹市不育症治療支援事業受診等証明書（様式第2号）

(4) 前条第1項第2号に定める治療に関し院外処方箋の交付を受けている場合は、伊丹市不育症治療支援事業受診等証明書（薬局用）（様式第3号）

(5) 治療等に係る領収書

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成の決定）

第6条 市長は、前条の申請のあったときは、速やかにこれを審査し、その結果を伊丹市不育症治療支援事業助成金交付決定通知書（様式第4号）又は伊丹市不育症治療支援事業助成金交付不承認決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成を受け、また受けようとすることが明らかと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

（実施上の留意事項）

第8条 本事業の関係者は、申請者の心理及びプライバシーの保護について十分配慮し、この要綱による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

2 市長は、助成状況を記録するため、台帳（様式第6号）を作成しなければならない。この場合において、転居等により以前の助成状況を把握する必要があるときは、過去の住所地へ照会するなど適宜確認を行うものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月2日より施行する。

(新型コロナウイルス緊急事態宣言による特例)

2 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものに対する本要綱第3条第2号の規定の適用については、当該規定中「43歳未満」とあるのは「44歳未満」とする。

(令和3年度における所得要件の特例)

3 令和3年度中に助成の申請を行う者に係る所得の範囲及び額の計算方法については、第3条第4号の規定にかかわらず、次に定めるいずれかの方法によるものとする。

(1) 児童手当法施行令第2条及び第3条の例による方法

(2) 次に定める方法

ア 次の①及び②の合計額から給与所得控除を考慮して推計した年間給与等の額を給与所得とみなすこと。

① 令和2年2月から令和3年3月までの属する月の任意の1ヶ月の給与（非課税分除く。）の額に1.2を乗じて得た額又は令和3年4月から令和4年3月までの属する月の任意の1ヶ月の給与（非課税分除く。）の額に1.2を乗じて得た額。

② 賞与等の額

イ 個人事業主等にあつては、令和2年2月から令和3年3月まで又は令和3年4月から令和4年3月までの売上台帳等から任意の1月の収入、必要経費を確認して、収入金額から必要経費を差し引いた額に1.2を乗じて得た額を事業所得とみなすこと。この場合において、任意の1月による収入や必要経費が複数月にまたがるものである場合は、適宜その月分で按分し、1月分を算出し、1.2月分を推計する。

ウ ア及びイの規定による推計をした上で、児童手当法施行令第2条及び第3条に規定する例により所得を推計すること。

エ 各種所得又は所得からの控除の有無及びその額については、必要に応じて、前年の所得証明書等によりその有無を確認するものであること。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年7月20日から施行する。ただし、第4条第1項第1号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

2 第4条第1項第2号及び第2項の規定は、令和3年4月1日以後に実施された検査又は治療

について適用する。

(経過措置)

- 3 第4条第1項第1号の規定は、令和4年10月1日以後に実施された検査について適用し、同日前に実施された検査については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行前に既に交付されているこの要綱による改正前の様式による文書であって、この要綱の施行後の申請に際して使用されるものについては、この要綱による改正後の様式による文書とみなす。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年9月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に既に交付されているこの要綱による改正前の様式による文書であって、この要綱の施行後の申請に際して使用されるものについては、この要綱による改正後の様式による文書とみなす。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に既に交付されているこの要綱による改正前の様式による文書であって、この要綱の施行後の申請に際して使用されるものについては、この要綱による改正後の様式による文書とみなす。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年4月23日から施行し、この要綱による改正後の伊丹市不育症治療支援事業実施要綱の規定は、同月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に、この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際に、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。